

平成30年度の行政区長が決まりました

問 協働推進課コミュニティ推進係(本館2階) ☎72-2111

校区	行政区	氏 名
小郡校区	東 町	江 副 貞憲
	上 町	平 田 武敏
	中 町	寺 崎 俊文
	下 町	秋 山 富雄 (代行)
	新 町	三 根 隆
	駅 前	野 中 雅子
	開 1	廣 瀬 渡
	開 2	川 上 政親
	寺 福 童	福 田 仁廣
	西 福 童	佐 藤 晃
	東 福 童	柴 田 直美
	大 崎	肥 山 政義
	小坂井1	児 島 征毅
	小坂井2	井 手 哲
大原校区	中 央 1	藤 門 宏
	中 央 2	鈴 木 惇司
	緑	上 谷 繁之
	大坂井1	川 口 浩
	大坂井2	森 和 充
	大 保	草 場 學

校区	行政区	氏 名
東野校区	大 原	森 勝則
	中 学 前	小 井 手 潔
	東 野	香 田 裕國
	大 保 原	靄 田 英二
	西 島	田 中 良一
三国校区	津 古	白 木 博昭
	みに野団地	柏 タツ子
	横 隈	浦 秀喜
	力 武	福 田 定義
	新 島	宮 川 哲夫
	古 賀	草 場 利勝
	三 沢	藤 吉 千秋
	三国が丘1	田 中 昭弘
	三国が丘2	橋 間 順平
	美鈴の杜	問 註 所 紀之
	希みが丘	平 島 正治
	美鈴が丘	中 間 敏久
立石校区	あ す み	岡 田 哲
	乙 隈	小 能 見 幸博
	干 潟	田 中 敏秀
	吹 上	重 松 英雄

校区	行政区	氏 名
立石校区	立 石	蘇 木 正勝
	佐 野 古	福 田 敏博
	下 鶴	平 田 善春
	井 上	野 田 英人
	上 岩 田	井 上 孝一
	松 崎	松 尾 和弘
	今 隈	田 籠 利公
御原校区	花 立	平 山 忠義
	下 岩 田	柳 富雄
	稲 吉	山 田 寛
	二 夕	大 石 義行
	二 森	大 中 智利
味坂校区	宝 城 北	大 淵 富士雄
	古 飯	山 下 和幸
	平 方	荒 巻 修
	光 行	河 原 壽一郎
	八 坂	寺 崎 秀樹
	上 西	永 利 好隆
	下 西	末 次 良文
	宝 城 南	江 島 毅
	赤 川	佐 藤 昭徳

幼稚園・保育所・認定こども園など
幼児施設のあり方について考えます

申 問 子育て支援課子育て支援係(北別館2階) ☎72-2111 ☎72-7481 ✉kosodate@city.ogori.lg.jp

市は、今後の幼稚園・保育所・認定こども園などの幼児施設のあり方について、市民の皆さんと一緒に考えるワークショップを開催します。このワークショップでは、市全域をはじめ、三国地区の幼児施設のあり方についてテーマを設ける予定です。皆さんのご意見をお待ちしています。

日時 7月8日(日)／午後1時30分～(2時間程度)

会場 あすてらす視聴覚室

定員 会場の都合上50人程度

※定員を超えた場合は、多様な市民のご意見を幅広くいただくため、お住まいの地区、幼児施設の利用状況、申込順などを考慮した上で、参加者を決定します(参加者の決定は、郵送でお知らせします)

申込方法 電話、ファクス、Eメールのいずれかで申込み

①氏名(ふりがな)②住所③電話番号④幼児施設の利用状況(現在利用している、以前利用していた、今後利用を考えている、利用したことがないなど)をお知らせください。

申込締切 6月27日(水)／午後5時必着

※首がすわった生後3か月～未就学児を対象に、無料託児があります

(6月27日(水)午後5時までに、電話、ファクス、Eメールのいずれかで、事前申込が必要です)

国民健康保険税の納付書を7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係(本館 1 階) ☎72-2111



平成30年度国民健康保険税(国保税)の納付書を7月中旬に送付します。

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身が他の健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

納付方法 納付方法は、普通徴収と特別徴収の2種類があります。

- ・普通徴収(納付書または口座振替)…年9回(7月～翌年3月)
- ・特別徴収(年金から天引き)……………年6回(年金の支給月)

平成30年度国保税の税率(青太文字が平成30年度改正箇所です)

算出方法	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護分(40～64歳)
①所得割 前年所得－33万円×税率	8.2%	2.63%	2.4%
②均等割 加入者数1人当たり	25,000円	8,000円	8,100円
③平等割 1世帯当たり	24,200円	7,000円	7,000円
小 計	A〔①+②+③〕 賦課限度額58万円	B〔①+②+③〕 賦課限度額19万円	C〔①+②+③〕 賦課限度額16万円
世帯の年税額＝小計A＋B＋C			

※税率は、平成29年度から変更ありません

※賦課限度額(医療保険分)が、29年度54万円から30年度58万円となりました



●所得が少ない人に対する国保税の軽減対象が拡大されます

国保税の均等割額・平等割額には、世帯の合計所得や人数に応じて、7割・5割・2割の軽減があります。平成30年度以降の国保税は、下表のとおり、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	基準額(前年中の所得が下記の金額以下)	
	平成29年度まで	平成30年度から
7割	33万円	
5割	基礎控除(33万円)＋27万円×被保険者数	基礎控除(33万円)＋27万5千円×被保険者数
2割	基礎控除(33万円)＋49万円×被保険者数	基礎控除(33万円)＋50万円×被保険者数

※被保険者は、旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度への移行で、国保資格を喪失した世帯主・員)を含みます

軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減は、所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。しかし、軽減を受けるためには、世帯主と国保加入者の所得が正しく申告されている必要があります。

【申告の必要がある人】

- ①世帯主(本人が被保険者でない場合を含む)
- ②被保険者
- ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者

※前年中に収入がなかった人でも「収入がない」という事実を申告する必要があります。申告していない人に対し、6月中旬に「国民健康保険税に関する所得申告のお願い」を送付しますので、必ず申告してください